



News 3月号 News 3月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人／飯島 一郎 今月編集者／小川 朋子

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆消費税総額表示の義務化

2021年4月1日より消費税の表示の仕方が変更となります。今までは特例措置により、「税抜き価格」+「消費税」として支払総額の表示がない場合も認められていましたが、4月1日より「本体価格に消費税を含めた税込み金額の表示（総額表示）」が義務付けられます。

○ 対象となる取引

消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには、総額表示が義務付けられます。

事業者間での取引は、総額表示義務の対象とはなりません。

○ 具体的な表示例

次に掲げるような表示が「総額表示」に該当します（例示の取引は、標準税率10%が適用されるものとして記載しています）。

11,000円

11,000円(税込)

11,000円(税抜価格10,000円)

11,000円(うち消費税額等1,000円)

11,000円(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)

[ポイント]

支払総額である「11,000円」さえ表示されていればよく、「消費税額等」や「税抜価格」が表示されていても構いません。

例えば、「10,000円(税込11,000円とされた表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、「総額表示」に該当します。

なお、総額表示に伴い税込価格の設定を行う場合において、1円未満の端数が生じるときには、その端数を四捨五入、切捨て又は切上げのいずれの方法により処理しても差し支えありません。

○ 対象となる表示媒体

対象となる価格表示は、商品本体による表示(商品に添付又は貼付される値札等)、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示が義務付けられます。

なお、口頭による価格の提示は、これに含まれません。

☆ コラム（飯島のつぶやき） ☆

エビングハウスの忘却曲線

1時間後：覚えた内容の56%を忘れる

1日後：覚えた内容の74%を忘れる

1ヶ月後：覚えた内容の79%を忘れる

先延ばしにしてしまうとやっぱり忘れるのです。(笑)だから、本当にやりたいことや興味のあることなら、ぜったいに先延ばししないでほしいって心の底から思っています。

それは「やる」という決断でも「やらない」という決断でもどちらでもよくて、なによりも「決めてない自分」という存在を自分の人生に残さないということが大事なのです。

「決めてない自分」「決められない自分」「いつも先延ばしの自分」たちが自分の人生が増えて、うようよし始めるともう、人生がうまく動かなくなるのです。もっと悩むようになるのです。

だから、先延ばししないで決断です。

利益を生み出す接客

接客ってお客様に対する「察知力」「気遣い」に基づく「気配り」「おもてなし」です。

例えば、飲食店で予約を事前に受けているならば、予めお店側の人間は

1. 何時に、
2. なんて言う名前の方を幹事としたグループが
3. 何名で来るのか？

と言った事前情報が分かっているはずなのに、

- ・お店の入り口に意識が向いてない
- ・入ってきても放置

入店した方に対する「察知力」が無いお店って、基本力である「おもてなし」の気持ちが欠けてます。

例えば、今のようにコロナ対策で店内が寒い時期は、女性の方や男性も含めてブランケットを言われなくても、お声がけするのは基本です。

お客様から言われてからするのは「作業」、言われる前に察知してお声がけして行うのが「おもてなし」。

いくら集客を頑張っても、お店に来たお客様に対する「気遣い」が無ければ、お客様がその場を楽しめないし、再来店してもらえません。

今月の一言

『人と人との関係は歯車だ。こちらも合わせないと回らないよ。』 荒了寛さん(僧、画家)

歩み寄る、ということでしょうか。コミュニケーションでいちばん大事なことも知れませぬ。